

宇部市蛭子公園健康遊具設置事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要項

令和5年4月

宇部市

健康福祉部 高齢者総合支援課

1. 目的

年齢を重ねても意欲的で健康意識が高く、活発な生活を送るようなアクティブシニア(※1)を目指すことができるよう、健康遊具(※2)等を配置した環境を整備するために本プロポーザルを実施することにより、設計・施工業者の優先交渉権者を選定することを目的とする。

求める内容等の詳細は、別紙「宇部市蛭子公園健康遊具設置事業要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)に記載のとおりとする。

設計及び施工にあたっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、要求水準書及びその他関連する法令及び基準等に従い、安全かつ適正に工事を完了するものとする。

※1 本プロポーザルにおける「アクティブシニア」の定義

「高齢期を迎えても、仕事や趣味に意欲的であり新しい価値観を取り入れることができる、健康意識や自立意識が高い人」とする。

※2 本プロポーザルにおける「健康遊具」の定義

『「都市公園の遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(平成26年6月国土交通省)に基づく「遊具の安全に関する規準(JPFA-S:2014)」((一社)日本公園施設業協会)(以下、「安全規準」とする。)による健康器具、若しくは安全規準と同等の規準等に基づく健康器具に準ずるもの』とする。

2. 事業概要

(1) 事業名 宇部市蛭子公園健康遊具設置事業

(2) 発注者 宇部市

(3) 工事内容

ア 工事名 宇部市蛭子公園健康遊具設置工事

イ 施工場所 宇部市島三丁目地内

ウ 工期 契約日の翌日から令和5年10月10日まで

エ 工事概要 ①事業に係るすべての測量及び実施設計
②健康遊具の設置に伴う工事及び工事監理
③施工場所内及び周辺の改修工事一式

オ 施工条件 要求水準書に記載のとおりとする

カ 提案上限額 7,250,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

※提案価格は工事費内訳書(様式4)の「工事価格(税抜)」の額及び見積書の額とし、この額が提案上限額を超える場合は参加資格を取り消すものとする。

(4) 発注方法 参加申込後に提出する企画提案書を、宇部市蛭子公園健康遊具設置事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」とする。)で審査し、優先交渉権者を決定後、契約交渉をするものとする。

3. 参加申込者の資格要件等

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 令和5・6年度宇部市建設工事入札参加資格において、とび・土工・コンクリート工事の資格を有する建設業者で、公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市建設工事等の請負契約にかかる指名停止措置要領による指名停止を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。ただし、第1号においては「入札に係る」を削除して読み替えるものとする
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (6) 平成25年4月1日以降に、元請負人又はJVの構成員（出資比率が15パーセント以上のものに限る。）として、国又は地方自治体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注したものを含む。）が発注した、最終請負金額が800万円以上の遊具設置工事を施工した実績を有する者
- (7) 宇部市内に主たる事業所を有する元請となれる者。又は宇部市外に主たる事業所を有する元請となれる者で、土工・基礎コンクリート工、造園工など専門性が問われない工種において宇部市内の業者を下請として活用できる者
- (8) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係があり、遊具の設置経験がある1級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を配置できる者
- (9) 安全規準、若しくは安全規準と同等の規準を満たす健康遊具を、各製造業者から許可を得て提案できる者。なお、製造業者とその代理店等が各々提案することは不可とする。
- (10) 提出する書類において虚偽の記載をする又は不正な手段を用いるなどの事業の公正な進行を妨げない者

4. スケジュール概要（予定）

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和5年4月20日(木)	市ウェブサイトに掲載
参加申込書締切	令和5年5月9日(火)	持参又は郵送で必着
質疑受付締切		電子メールで提出
参加資格結果通知	令和5年5月16日(火)	郵送
質疑回答		市ウェブサイトに掲載
企画提案書等の提出期限	令和5年5月29日(月)	持参又は郵送で必着
審査（プレゼンテーション）の実施	令和5年6月中旬	

審査結果の通知	令和5年6月下旬	郵送
審査結果の公表		市ウェブサイトに掲載
契約の締結	令和5年7月上旬	

5. 参加申込書の提出

本プロポーザル参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

(2) 提出期限

令和5年5月9日（火） 17時必着

(3) 提出方法

ア 持参の場合

受付は月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで（祝日を除く。）

イ 郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと

(4) 提出先

「16. 事務局」と同じ

6. 参加資格の審査及び通知

参加資格の審査の結果は、令和5年5月16日（火）を目途に参加申込を提出したすべての者に書面で通知するものとする。

なお、審査の結果、参加資格を有しないと通知のあった者については、次の(1)のとおり市に審査結果理由の説明を請求することができるものとし、市は(2)のとおり対応するものとする。

(1) 説明請求

ア 期間：参加資格の審査結果の書面通知を行った日の翌日から起算して3日以内（土・日曜日、祝日を除く。）の17時まで

イ 方法：事務局へ書面（様式は自由）をメール又は持参により提出

(2) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土・日曜日、祝日を除く。）に、書面又は口頭により行うものとする。

7. 質疑の受付

質疑がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式9）

(2) 提出期限

令和5年5月9日（火） 17時必着

(3) 提出方法

メールにより提出すること

※メールの件名を「プロポーザルに係る質疑書」とし、開封確認を付して送信すること。

(4) 提出先

「16. 事務局」と同じ

8. 質疑に対する回答

質疑に対する回答については、次のとおりの対応とする。

(1) 回答方法

市ウェブサイトには質疑提出者は表示せずに掲載するものとする。

※本事業に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、すべての質疑について回答するとは限らない

(2) 回答の時期

令和5年5月16日(火) 17時までにを行うものとする。

9. 参加辞退について

参加資格結果通知にて参加資格を有した者が本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届(様式10)を提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

10. 企画提案書等の提出

参加資格結果通知にて参加資格を有した者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書は1者につき1案に限るものとする

(1) 企画提案書等

ア 企画提案書

① 提案書(様式8)

様式8を表紙とし、添付資料はA4判片面又はA3判片面を折り込んでA4判としたもので、任意様式8枚以内とする。記載事項として、次のa~dは必須とする。審査基準の評価項目ごとにアピールポイントをわかりやすく作成すること。なお、提案者が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

a 配置計画図

b 製品の寸法及び材質の記載のある、平面、立面及び側面図

※提案に係る設置物すべてについて明記すること

c 健康遊具設置後、10年間の維持管理費用を説明する資料

d 工程計画書

※設計、製造、施工までの作業工程を明記すること

e その他必要に応じた提案及び独自提案に係るもの

② 提案書の参考資料

添付可とするが、最小限とすること。任意様式とするが、提案書同様提案者が判

別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

イ 企画提案基礎資料

- ①会社概要（様式 3）
- ②工事費内訳書（様式 4）
- ③実施体制調書（様式 5）
- ④技術者予定調書（様式 6）
- ⑤市内請負（下請）業者予定調書（様式 7）
- ⑥製造業者承認書（様式 11）
- ⑦見積書（任意様式とする）

※金額は工事費内訳書（様式 4）の「工事価格（税抜）」の欄と同額とし、「消費税は別途徴収する」などの旨を欄外等に記載すること

(2) 提出部数

アについては、正本 1 部（様式 8+添付資料） 副本 6 部（添付資料のみ。複写可）
イについては、正本 1 部 副本 1 部（複写可）

(3) 提出方法

ア 持参の場合

受付は月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで

イ 郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出期限

令和 5 年 5 月 29 日(月) 17 時

(5) 提出先

「16. 事務局」と同じ

11. 企画提案の審査及び選定方法等

企画提案書について提案者が行うプレゼンテーションを経て、審査委員会で審査するものとする。

なお、企画提案書等の提出が1者でもある場合は、審査を行うものとする。

(1) プレゼンテーション

ア 実施日

令和5年6月中旬を予定

※詳細は参加申込書の担当者にメールで通知するものとする。

イ 実施場所

宇部市役所で定員12人程度の広さの部屋とする。

ウ 持ち時間

準備5分以内、説明20分以内、質疑応答10分以内、片付け5分以内、合計40分以内とする。

エ 実施内容等

会社概要（様式3）に記載した会社の職員2名以内とし、提出した企画提案書に記載された内容について行うものとする。提案がどの評価項目に該当するかを明確に

説明すること。企画提案書を補足する内容のプレゼンテーションは認めるが、企画提案書に記載のない内容を新たに追加するプレゼンテーションは認めない。

オ その他

電源及び43型モニター1台を使用することができる。モニター以外の必要な機材等は提案者で用意すること。

(2) 審査及び交渉権者の選定

「【別表】審査基準、配点及び評価基準」に基づき、別に定める要領により審査を行い優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものとする。

なお、総合点が同点の場合は、次の順に上位として取り扱うものとする。また、初回の投票で次点交渉権者が決定しない場合は、これが決定するまで投票を行うものとする。

ア 見積書の額が最安価であるもの

イ 審査員の投票により、得票数の多いもの

12. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和5年6月下旬を目途に審査を行ったすべての者に書面で通知するとともに、宇部市ウェブサイトにおいて公表できる内容を表示するものとする。

また、提案者は審査結果の理由について、次の(1)のとおり市に審査結果理由の説明請求をすることができるものとし、市は(2)のとおり対応するものとする。

(1) 説明請求

ア 期間：審査結果の書面通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日を除く。）の17時まで

イ 方法：事務局へ書面（様式は自由）をメール又は持参により提出

(2) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土・日曜日、祝日を除く。）に、書面又は口頭により行うものとする。

13. 参加資格の取消し

以下のいずれかに該当した場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 企画提案書等の提出が期限を過ぎたもの

(2) 提出書類に重大な不備があるもの

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの

(4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの

(5) 「3. 参加申込者の資格要件等」を満たすことができなくなったもの

(6) 工事費内訳書（様式4）の「工事価格（税抜）」の額及び見積書の額が提案上限額を超えているもの

(7) 製造業者からの許可を得ない製造業者承認書（様式11）の提出があったもの

(8) 辞退届（様式10）の提出があったもの

(9) その他不適切と判断したもの

14. 経費の負担

本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

15. その他

提案書の著作権は提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合に市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

なお、提出書類は返却しないものとする。

16. 事務局（提出先及び問い合わせ先）

宇部市 健康福祉部 高齢者総合支援課 担当：又野、末永

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8302

FAX 0836-22-6026

メール t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

【別表】 審査基準、配点及び評価基準

審査基準は次のとおりとする。(満点 170 点)

評価項目		評価の視点	配点	評価基準					
価格点	①	提案価格	提案価格が安価であるか	10 点	提案者のうちの最低価格／提案価格×10 点 (小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで算出)				
	小計			10 点					
評価項目		評価の視点	配点	評価基準					
				優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る	
非価格点	②	多様性	高齢者のみならず、成人以上が楽しめるか	20 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	③	設置状況	コミュニケーションが取りやすくなっているか	20 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	④		体を動かしたくなる仕掛け作りなどにより意欲的に取り組めるか	20 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	⑤	設置台数	提案台数は適当か	10 点	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点
	⑥	安全性等	予期せぬ使用方法、怪我等に対しても安全を考慮しているか	20 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	⑦	遊具の機能等	高齢者が簡易に、かつ自身で筋力アップや脳機能向上に関する測定ができることにより、健康増進を体感できるか	20 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	⑧		使用方法は使いやすく覚えやすいものか	10 点	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点
	⑨	表示	必要な使用説明や注意喚起が行われているか	10 点	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点
	⑩	維持管理等	修理や部材交換等のメンテナンス性に優れているか	10 点	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点
	⑪		耐用年数及び保証期間が長く維持管理費が抑えられているか	10 点	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点

⑫	②～⑪ の評価 以外	②～⑪以外で、評価でき る独自提案等があるか	10点	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
小計								160点
総合点（価格点10点+非価格点160点）								170点

※①については、工事費内訳書（様式4）の「工事価格（税抜）」の額及び見積書の額により
評価するものとする

※②～⑫については、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価するものとする